

事業者排出量削減計画書 (新規・変更)

住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)	京都市下京区中堂寺南町134					
氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)	京都市リサーチパーク株式会社 代表取締役 西浦 洋					
事業者の主たる業種	リサーチパーク運営(テナントビル運営)					
該当する事業者要件	<input checked="" type="checkbox"/> 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第1号該当事業者(大規模エネルギー使用事業者(原油に換算して1,500キロリットル以上)) <input type="checkbox"/> 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第2号又は第3号該当事業者(大規模運送事業者(トラック又はバス100台以上/タクシー150台以上/鉄道車両150両以上)) <input type="checkbox"/> 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第4号該当事業者(その他の温室効果ガスの大規模排出事業者(二酸化炭素に換算して3,000トン以上))					
計画期間	平成20年 4月 ~ 平成23年 3月					
基本方針	エネルギー設備の整備、省エネルギーに繋がる効率的な運転を行うことによりエネルギー消費を削減すると共に空調設定温度の見直し、省エネ機器採用推進などにより10%以上のCO2削減を目指す。					
推進体制	社長を筆頭に営業技術部が地区全体のエネルギーの効率的運用と設備更新計画の推進を図り、営業部がテナント顧客に対して省エネルギーの推進を啓蒙することで地区全体のCO2削減を図っていく。					
	環境マネジメントシステム名称	KES				
	適用範囲	KRP事務所、管理センター、コンベンション事務所				
取得年月日	2008年3月31日					
年度ごとの具体的な取組及び措置の計画	年度	設備、対象、工程等	計画内容			
	20	東地区熱源機器	古いガス暖房式温水機3台の更新及びガスボイラーの更新を行い高効率運転を実現する。			
	20	非常灯・照明	省電力高輝度型非常灯への変更、省電力照明への変更			
	22	9号館建設	省電力機器、高効率空調機の使用など省エネルギービルの建設			
温室効果ガスの排出量等	排出区分	基準年度(実績) (19)年度 (二酸化炭素換算)	目標年度(計画) (22)年度 (二酸化炭素換算)	増減率 (計画)		
	A 事業所等排出区分	5,102 t	5,420 t	6.2 %		
	B 輸送車両排出区分	t	t	%		
	C その他排出区分	t	t	%		
	排出合計	*1 5,102 t	*2 5,420 t	6.2 %		
目標設定の考え方	前回の基準年度の温室効果ガス排出量原単位から20%減を目標とした結果、排出量としては6.2%の増となった。また、22年度には新しいビルが竣工する予定であり排出量増加の一因である。					
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	用途区分	原単位の指標	基準年度(実績)	目標年度(計画)	増減率(計画)	
	事務所等	二酸化炭素換算 延べ床面積(m ²)	0.107	0.102	-4.7 %	
		二酸化炭素換算			%	
		二酸化炭素換算			%	
原単位の指標及び計画数値設定の考え方	原単位としての延べ床面積はテナント賃貸部分を除く共用部及びKRP専用部。22年度の原単位目標は17年度(当初基準)の20%減とした。					
その他の地球温暖化対策による温室効果ガスの削減量等	対策等の区分	目標年度(計画)			/	
		取組量等		(二酸化炭素換算)		
	森林の保全及び整備	(整備面積)	ha	(吸収量)		t
	府内産の木材の利用	(利用量)	m ³	(削減量)		t
	自然エネルギーを利用した電力又は熱の供給	(発電量)	kwh	(削減量)		t
		(熱供給量)	GJ	(削減量)		t
グリーン電力の購入	(購入量)	kwh	(削減量)	t		
削減量等合計			*3 t			
差引排出量 (排出合計-削減等合計)		基準年度(実績)	目標年度(計画)	増減率(計画)		
	*1	5,102 t	(*2)-(*3) 5420 t	6.2 %		
地球温暖化対策に資する社会貢献活動						
特記事項						

注1 該当する□には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。
 注2 「基準年度」とは計画期間の前年度を、「目標年度」とは計画期間の最終年度をいいます。
 注3 「事業所等排出区分」とは京都府内の事業所等の事業活動のためのエネルギーの使用に伴い発生する温室効果ガスを、「輸送車両排出区分」とは自動車運送事業者については使用の本拠の位置を京都府内とする車両の排出する温室効果ガスを、鉄道事業者については保有する貨物車両又は旅客車両の排出する温室効果ガスを、「その他排出区分」とは上記以外の京都府内における事業所等の事業活動に伴い発生する温室効果ガスをいいます。
 注4 「原単位当たりの温室効果ガス排出量等」の「用途区分」には、○印工場、事務所などの用途を記入してください。「原単位の指標」には、分子の「二酸化炭素換算」の下に分母となる指標(生産数量、延べ床面積、走行距離等)を記入してください。
 注5 「特記事項」には、平成2年度(1990年度)を基準とした排出量の対比や省エネ製品開発など他者の温室効果ガス排出削減への貢献、グリーン調達の実施、特定フロンなどの条例指定外の温室効果ガスの削減などを記入してください。